

を負担することとなります。
40歳以下 22,960円(健康保険料率1000分の82)
40歳以上 26,404円(上記プラス介護保険料率1000分の12.3)
4月からは少々金額が変わると思いますが、以上を目安とお考えください。
この保険料は、**当月10日が支払期日**です。その日までに納付しないと資格を失うことになるので、要注意。

○任意継続被保険者の特長

- その1. 被扶養者も含めて保険給付を受けることができます。
- その2. 任意継続被保険者となった場合、2年間は健保のある会社等に就職し、再び健保の被保険者になった場合を除いて勝手に止めることはできません。
* 当月10日に保険料を支払わなければ、資格を失ってしまうことになりますが。

2)国民健康保険の被保険者

国民健康保険の保険者は、市町村です。
ですから、この保険の被保険者になる場合は、お住まいの市町村の窓口で申し込むことになります。
国民健保には、健保との大きな違いがあります。
その1. 国民健保には、被扶養者という考え方はありません。
ですので、あなたに家族がいらした場合は、あなたが世帯主であるとするとご家族全員を被保険者として届け出ることになります。
その2. 保険料率は、市町村によって違いがありますが、どの市町村も前年の所得に対して保険料率を掛けています。
前年の所得が大きいと、保険料はかなり高額になると予想できます。

●健保と国民健保、どっちを選ぶ？

あなたが、単身で、前年の所得が低かった場合、国民健保のほうが得！という場合も考えられます。
しかし、被扶養者がおいでの場合や、前年の所得が多い場合、上記健保の保険料額を念頭において、お住まいの市町村窓口で国民健保の保険料額を尋ねてみてはいかがでしょうか？
両方を勘案して、検討なさることをお勧めします。

それも、任意継続被保険者の申し込みが退職日の翌日起算20日以内ですから、なるべく早く結論をだしてくださいね。

★トピックス～「労災」と「健保」給付の違いと求償～

同じ交通事故にあっても、通勤途上か、休日の散歩かで、給付元に違いが出てきます。

通勤途上→労働者災害補償保険の通勤災害として、労災から満額補償されます。

その際、200円のみ一部負担金が徴収されます。
また、4日以上の上の休業であれば、休業給付、休業特別支給金も支給されます。(原則、期限無しです)

休日散歩→私傷病として、健康保険から療養の給付等を受けることになりすが3割の一部負担金が必要です。

4日以上の上の休業で、傷病手当金が健康保険から支給されます。
1年6ヶ月間が限度です。

ここで、問題は万が一、交通事故で相手に怪我を負わせたような場合、自動車や自動二輪であれば自賠責がありますが、自転車では自賠責は勿論損保に加入もしていなかった場合、相手が通勤途上の方であれば労災からの給付についてそして相手の方が私傷病であれば健康保険からの給付について事故の被害者への補償を、政府から**求償**されることとなります。

相手に怪我を負わせた場合、事態を重く受け止めてはいても、その補償

については、自分が怪我をした場合の負担を基準に考えてしまいがちです。
しかし、医療費及び休業補償等を補償するとなると事は深刻です。

自転車事故はこの頃とても多くなっていますので、上記のようなことも現実
考えられないことはないのでは？と思います。

=====

~~~~~編集後記~~~~~

私の予測の甘さで、次回も退職について  
お話になります。

すんません！

あ、すべりましたか....。

~~~~~

年金についてのご相談なら

西尾雅枝社会保険労務士事務所

社会保険労務士 & 年金コンサルタント

西尾雅枝

〒604-8155

京都市中京区錦小路通室町東入ル

占出山町308 ヤマチュービル2F N10

電話&FAX(075)241-4586

メールinfo@nishio-sr.com

WEBサイト<http://www.nishio-sr.com>

* このメールマガジンの無断転載・転用は固くお断りいたします。 *

働くあなたの公的年金 & 保険知っ得情報

発行システム:『まぐまぐ!』<http://www.mag2.com>

配信中止はこちら』<http://www.mag2.com/m/0000180112.html>
